

# 北海道身体障害者新聞

発行人 (社)北海道身体障害者福祉協会 赤坂勝  
札幌市中央区北2条西7丁目(かてる2-7)  
電話 011-251-1551  
ホームページ www.hokushinkyō.or.jp  
北海道障害者社会参加推進センター  
電話 011-251-9302  
毎月 25日発行  
会員購読料(年) 90円(会費を含む)  
非会員 同 2,000円

## 北身協 五月十四日の総会で 平成二十一年度の事業計画及び予算を決定

社団法人北海道身体障害者福祉協会(赤坂勝会長・加盟団体五十一団体)は、五月十四日(木)札幌市内の道民活動センター(かてる2-7)で通常総会を開き、平成二十一年度事業報告及び収支決算報告並びに会計監査報告を承認するとともに、平成二十一年度事業計画案及び収支予算案等を審議し、原案どおり可決した。また、役員の変更が行われ新役員が選出された。



赤坂勝会長



條野昌和課長

議事に先立ち協会物故者に対し、全員で黙祷を捧げた。次に、開会に当たって赤坂会長から「去年は、サブプライムローンで世界が大恐慌となった。これにより弱者がより厳しい状況に陥っている。障害者が自立支援法も、三年目の見直しで、国会に提出されているが、障がい者にとって、まだまだ平等な世の中にはなっていない。昨年、駐車禁止除外指定車標識問題でわずか一年半で十万を超える署名を集め、道議会に請願し、五級までを交付対象とするという扱いが認められた。団結していくことが世の中を変えていくことを実感した一年であった。また、昨年は外部監査や職員の削減で事務局も大変だった。皆でしっかりと総括をしていただきたい。」と挨拶した。次に、来賓として出席いただいた道の



鈴木 諭 課長

現在、この条例の本格実施を来年四月を目処に準備を進めている。また、自立支援法の見直し法案が国会に提案されている。まだ審議に入っていないが利用者負担の見直し、障害者の範囲や程度区分の見直しなどが予定されている。道としては、こうした国の動きなどを把握しながら円滑に実施できるように努めていきたい。また、これからもお気づきの点があれば提案をいただきたい。」と挨拶があった。



鈴木 諭 課長



鈴木 諭 課長

会長と名寄身体障害者福祉協会の木村喜代志(きむら きよし)会長を選出した。議事録署名人名には、上川支庁地区身体障害者福祉協会の小林忠義(こばやし ただよし)会長と砂川身体障害者福祉協会の工藤公人(くどう きんど)会長が指名された。

【報告事項】  
平成二十一年度事業報告・収支決算報告及び監査報告  
和田真一常務理事・事務局長から平成二十一年度事業報告及び決算報告を行った後、左京監事から監査報告が行われた。

次に、加盟団体事務担当者会議の内容、会費徴収の会員数の是正、相談員の七十歳定年、一般会計から他会計への繰出などについての質疑応答を経て採決した結果、原案どおり承認された。

【審議事項】  
平成二十一年度事業計画(案)と収支予算(案)



北身協理事の皆さん

実施(新)「要約筆記通訳ボランティアの会はまなす」の協力を得て、指導者を要約筆記サークルに派遣(三地域で実施)  
八 情報通信技術講習会開催事業の実施  
九 障がい者の職場開拓・雇用の促進  
十 北海道障害者社会参加推進センターの運営  
十一 奨学金事業の推進「奨学金管理運営委員会」による運営  
①道新コスモス奨学金(継続)  
②明星奨学金とろうあ者奨学金(奨学生枠を拡大)  
十二 福祉機器の開発・研究・普及等援助基金の運営  
十三 スポーツ大会への参加

【一般会計の収支予算案の概要】  
(一百万円未満四捨五入)

一 収入の部  
会費収入 二八七万円  
道補助金(※) 一、一六三万円  
委託費収入 一、一三三万円  
事業配分金 一〇〇万円  
広告料 六〇万円  
雑収入 九万円  
他会計繰入金 〇万円  
当期収入合計 三、七五〇万円  
前期繰越収入差額 二二一万円  
収入合計 三、八七二万円

二 支出の部  
事務費 八九一万円  
会議費 六七万円  
センター運営費 六六九万円  
事業費(※) 一、二八四万円  
委託事業費 九五五万円  
予備費 七万円  
支出合計 三、八七二万円

※小規模作業所緊急支援事業補助金六六〇万円を含む。

▼会員加入促進活動  
昨年度、積極的に取組んだ空知支庁地区と十勝地区の協会から発表してもらい、意見交換を行った後、それぞれで積極的に取組むこととした。

▼今後の全道身体障害者福祉大会  
事務局から資金、準備の関係から、今後はブロック開催を行なうかどうか、という提案を行い意見交換が行われた。

▼役員改選  
役員改選に当たり理事一名を増やし十三名とすることが承認された後、現監事二名が再任された。次に、選考委員三名による選考委員会が開催され理事十三名が選出された。

新役員  
は次のとおり。

会 長 赤坂勝(小樽)  
副会長 政田一美(室蘭)  
常務理事 和真真一(事務局)  
理事 岩波勝二(函館市)  
佐藤芳太郎(北見)  
篠山准子(宗谷支庁)  
堂前文男(胆振支庁)  
山本克光(道視連)  
中西昭夫(中失協)  
阿部利雄(帯広)  
稲垣則子(旭川)  
沢田秀雄(空知支庁)  
大矢郁子(美唄)

監 事 佐京信二(滝川)

なお、今回、荒川繁雄副会長(旭川)が役員を退任されました。長期間、大変ありがとうございました。

▼その他  
第五十八回全道福祉大会(夕張市)や第五十九回全道福祉大会(帯広市)の開催に向けて意見交換。

最後に議長団の退任挨拶をもって総会が閉会した。

出席された各加盟団体の皆さん

北身協 平成二十一年度 第一回理事会を開催  
北身協の平成二十一年度の第一回理事会が、五月十三日午後一時三十分から札幌市内の道民活動センター(かてる2-7)で開催された。理事会では、平成二十一年度通常総会に付議する議案などについて審議が行われ、原案どおり決議した。

「協力をして」町内会の回覧協力による日身連収益事業は、あなたの協会に還付されております。

### 社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所  
代表取締役 関 守  
札幌市中央区南三条西六丁目  
電話代表(〇一一)二四一〇九八六番〜八番

札幌義肢製作所旭川支店  
支店長 舛田裕司  
旭川市五条通十二丁目  
電話(〇一六六)二四一五三三番

有限会社 野坂義肢製作所  
札幌市中央区南三条東四丁目  
電話(〇一一)二二二一四〇六番

有限会社 河笠義肢製作所  
小樽市長橋四丁目七番二十九号  
電話(〇一三四)二二一三〇四二番  
(〇一三四)三三二一七〇〇二番

株式会社 馬場義肢製作所  
函館市豊川町一五〇一七  
電話(〇一三八)三二二六二五番  
札幌市北區太平七条二丁目  
電話(〇一七四)一三〇三三番  
室蘭市母恋北町一の三の六  
電話(〇一四三)三二二五九九番  
釧路市富士見一の五の九  
電話(〇一五四)四一三五四六番

株式会社 田村義肢製作所  
札幌市中央区北四條東五丁目  
電話(〇一四二)二〇一七七七番  
帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地  
電話(〇一五五)二二二四八九番

有限会社 三愛義肢製作所  
岩見沢市志文町九二三番地二六  
電話(〇一一二)二二二二六六四三番  
帯広営業所 帯広市大川町三〇番地一  
電話(〇一五五)二四一五七七番

株式会社 協和義肢製作所  
岩見沢市三条西八丁目 電話(〇一五五)三三三三九番  
旭川市十條通り九丁目 電話(〇一六六)二四一〇三四番  
転送電話三二一八六六五番

有限会社 美唄義肢製作所  
代表取締役 松田清勝  
美唄市東七条北四丁目七番九号  
電話(〇一二六)六二一〇九三二番

有限会社 千葉義肢製作所  
釧路市若草町七番二一  
電話(〇一五四)二二一〇三八一  
FAX(〇一五四)二二一〇九八八番

### 駐車禁止除外指定車標章の交付対象の範囲拡大

道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則）の一部改正により、平成21年2月27日から身体に障害のある人への駐車禁止除外指定車標章の交付対象が次のように変わりました。なお、この改正は、平成19年9月の道公安委員会規則で交付対象外となった障害範囲を見直すというものであり、これまで北身協が関係団体等とともに署名活動等を行い道警本部等に改善を申し入れてきたものです。

#### ◆ 主な改正点

- 1 下肢が不自由な人の交付対象の範囲が拡大されました。
- 2 「歩行困難により社会生活が制限されると認められる人」が交付対象となりました。

#### ◆ 駐車禁止除外指定の対象となる障害の程度

区 分	障 害 の 程 度	
	障 害 者	戦 傷 病 者
1 視覚障害がある人	(1) 1級から4級の1	(1) 特別項症から第4項症
2 聴覚障害がある人	(1) 2級及び3級	(1) 特別項症から第4項症
3 平衡機能障害がある人	(1) 3級 (2) 次の「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人	(1) 特別項症から第4項症
4 上肢が不自由な人	(1) 1級から2級の2	(1) 特別項症から第3項症
5 下肢が不自由な人	(1) 1級から4級 (2) 次の「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人	(1) 特別項症から第3項症 (2) 次の「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人
6 体幹が不自由な人	(1) 1級から3級 (2) 次の「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人	(1) 特別項症から第4項症
7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害がある人	(1) 上肢機能は1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。） (2) 移動機能は1級及び2級 (3) 次の「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人	-
8 心臓機能障害がある人	(1) 1級及び3級	(1) 特別項症から第3項症
9 じん臓機能障害がある人	(1) 1級及び3級	(1) 特別項症から第3項症
10 呼吸器機能障害がある人	(1) 1級及び3級	(1) 特別項症から第3項症
11 ぼうこう又は直腸に機能障害がある人	(1) 1級及び3級	(1) 特別項症から第3項症
12 小腸に機能障害がある人	(1) 1級及び3級	(1) 特別項症から第3項症
13 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人	(1) 1級から3級	-
14 知的障害がある人	(1) 重度（A）	-
15 精神障害がある人	(1) 1級	-
16 小児慢性特定疾患手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の人	(1) 左の人も対象	-

#### ◆ 「歩行困難により社会生活が制限される」と認められる人（新たな交付対象者）

次の障害のある人は、新たに交付対象となります。なお、平成22年9月13日までの経過措置の人については、今後、更新することができますので、更新を忘れないようにしてください。

#### ○身体障害者

- ・平衡機能障害……平衡機能の著しい障害（5級）
- ・下肢不自由……一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害（5級）  
一 下肢の足関節の機能を全廃したもの（5級）  
一 下肢が健側に比べて5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いものなど（5級）
- ・体幹不自由……体幹の機能の著しい障害（5級）
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（3級）
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（4級）
- ・移動機能障害……不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの（5級）

#### ○戦傷病者

- ・下肢不自由……足関節以上にて一下肢を失いたるもの

#### ◆ 標章の申請や相談窓口、申請の要領、標章の使用できる場所、標章の正しい使い方など

道警本部のホームページに掲載されていますが、詳細は住所地を管轄する警察署交通課に問合せください。

\* 町村協会だよりは紙面の関係で休みますのでご了承ください。

三月度のしの袋は次々と  
五月晴鯉が泳いで深呼吸  
水仙がニッコリ芽を出す春の花  
北広島市 本多 司  
大不況者も厳しく旋風

川柳  
芦別市 戸原 寿夫  
西島 明  
恵庭市  
釧路市 松橋 幸子  
松橋 幸子

俳句  
子供等の古里なりし我が家に  
集いて水の美味しさを言う  
由仁町 中嶋つぎ子  
軒下で人知れず咲く一輪の  
クロカスの花に輝く春光

短歌  
釧路市 松橋 幸子  
子供等の古里なりし我が家に  
集いて水の美味しさを言う

文芸  
川柳  
芦別市 戸原 寿夫  
西島 明  
恵庭市  
釧路市 松橋 幸子  
松橋 幸子

有限会社  
**岩見沢義肢**  
岩見沢市緑が丘二丁目八番地八  
電話代表(011)261-1550番

株式会社  
**ライフパス**  
札幌市北区篠路一条八丁目六番三〇号  
札幌市中央区南一条五丁目一四番一〇号  
FAX 011-777-1140

クリーニングは光生舎  
**光生舎 クリーナース**  
**光生舎 ワークショップ**  
**光生舎 エルム・ライニング**  
**光生舎 ライト・スラザ**  
**光生舎 メディック・エル**  
**光生舎 クリーン・セブン**  
**光生舎 スラザイン・サッポロ**  
**光生舎 虹の里**  
**光生舎 虹の里 デザイン・サービスセンター**  
**光生舎 フーレビラ**  
ケアハウス すいこう  
○施設の利用を希望される方はお気軽にご相談下さい。  
連絡先 (社)北海道光生舎  
電話 0125-32-3221  
担当 厚生部

**HOP**  
**ホップ障害者地域生活支援センター**  
札幌市東区北二十条東一丁目五十一番地大西ビル一階  
TEL (011) 748-1622  
FAX (011) 748-1621

NISSIN 株式会社  
**ニッシン自動車工業**  
北海道支店  
岩見沢市志文町九二二番地  
電話(011)261-3311

印刷・クリーニング・縫製のご用命は  
**北海道リハビリ**  
社会福祉法人  
身体障害者授産施設  
**リハビリ・エイト**  
身体障害者授産施設  
**リハビリ・クリーナース**  
障害福祉サービス事業所  
**リハビリ・おおぞら**  
身体障害者授産施設  
**札幌ワークセンター**  
地域活動支援センター  
**ポプルス**  
障害福祉サービス事業所  
**セルブさっぽろ**  
(ウエルプラザやまはな)  
施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください  
法人事務所 北広島市西の里507番地1  
TEL (011) 375-2111 (代) FAX (011) 375-4051

安心と実績で全道をネットする  
認定補聴器専門店  
**岩崎電子 補聴器センター**  
本店 札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド  
札幌駅前 札幌市中央区北3条西2丁目 札幌H・S・ビル1F  
新札幌店 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル3F  
手稲店 札幌市手稲区前田1条12丁目  
旭川店 旭川市宮下通9丁目 キタノビル1F  
函館店 函館市杉並町8-20 オカダビル  
苫小牧店 苫小牧市表町5丁目5-1  
室蘭店 室蘭市中島町3丁目25-1 TMビル  
お問い合わせ 0120-231-282  
本社 岩崎電子株式会社  
札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド

障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくり推進条例が公布される

三月二十七日、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が北海道議会で全会派一致で成立し、三月三十一日に公布されました。この条例は、この間、障害者の運動を受けて自民党や民主党の超党派で障害者団体へのヒアリング、アンケート調査などを行って協議を重ね、議員立法として条例案が提出され成立したものです。この条例は規則で定める日から施行されますが、今後、道では、本年度を本格施行に向けた準備期間として取り組むこととしていきます。なお、条例の概要は次のとおりです。

【条例の概要】  
▼目的等 障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進する目的を明記するほか、基本理念、道の責務、道と市町村の連携、道民等の役割、情報の提供、道の財政上の措置を規定。  
▼基本的施策 障がい者を支える基本的施策等として、道民の理解の促進、企業等の取組の支援、移動手段の確保、教育との連携、ライフサイクルを通じた支援、共生型事業の推進、地域間格差の是正などを規定。  
▼障がい者の権利擁護 道及び道民等は地域で暮らしやすさの権利擁護に配慮することのほか、障がい者の生活の場等において差別や不利益な取扱

いをしてはならないこと、また、何人も障がい者に対する虐待の禁止を規定。  
▼障がい者が暮らしやすい地域づくり 障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、ガイドラインを道が策定するとともに、そのガイドラインに基づく市町村の取組に対し助言等を行う支援員の配置などを規定。  
【ガイドライン事項】  
相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域マップ、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など。  
▼障がい者に対する就労支援 道による就労支援推進計画の策定、就労支援企業の「認定」制度、就労支援に関する「指定法人」制度、北海道就労支援推進委員会の設置、道による調達等への配慮を規定。  
▼障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 規則で定める地域ごと委員会を設置し、地域づくり推進員を置くことなどを規定。  
【委員会での協議事項】  
支援サービス、差別や虐待その他障がい者の暮らしやすさに関すること。  
【地域づくり推進員の役割等】  
地域づくり委員会の運営、虐待・権利に重大な支障が生ずる事案の調査、指導、勧告を求めること等  
▼北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 障がい者の暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関することや各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項を審議することなどを規定  
▼年次報告 毎年度、道議会に施策の推進状況を報告  
▼施行期日 規則で定める日から施行（前掲の目的等と基本的施策は公布の日から施行）